

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一―一七―一七五

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる標記部分に傍線を付した表で改正前欄にこれに対応する表を掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） 一〇九（略）	別表第一（第一条関係） 一〇九（略）

十 サイバー通信情報監理委員会

事務局	組織	官職	区分
課長	室長（人事院の定めるものに限る。）	一種	二種

十一～四十一 (略)

四十二 海上保安庁

海上交通センター	組織	官職	区分
所長	(略)	(略)	三種（人事院が別に定

(新設)

十～四十 (略)

四十一 海上保安庁

海上交通センター	組織	官職	区分
所長	(略)	(略)	三種

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則一一五七の一部改正)

四十三 ～ 四十五	(略)						
	(略)	(略)					
	(略)	(略)	種	は	一	つ	合
四十二 ～ 四十四	(略)						
	(略)	(略)					
	(略)	(略)					

第二条 人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中</p> <p>「十四」 デジタル庁</p>	<p>（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中</p> <p>「十三」 デジタル庁</p>

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いてい	る職員で構成	組織	審議官	一種
		参事官	二種	

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いてい	る職員で構成	組織	審議官	一種
		参事官	二種	

される組織

とあるのは、

「十四」 デジタル庁

組 織	官 職	区 分
デジタル庁設 置法（令和三 年法律第三十 六号）第十三 条第一項に規 定する職又は 当該職のつか さどる職務の 全部若しくは	審議官 参事官 企画官（人 事院の定 めるもの に限る。）	一種 二種

される組織

とあるのは、

「十三」 デジタル庁

組 織	官 職	区 分
デジタル庁設 置法（令和三 年法律第三十 六号）第十三 条第一項に規 定する職又は 当該職のつか さどる職務の 全部若しくは	審議官 参事官 企画官（人 事院の定 めるもの に限る。）	一種 二種

一部を助ける 職に就いてい る職員で構成 される組織

十四の二 復興庁

組 織	復興庁設置法 (平成二十三 年法律第二百 十五号)第十 二条第一項に 規定する職又 は当該職のつ	官 職	審議官 参事官 企画官(人 事院の定 めるもの に限る。)	区 分	一種 二種
--------	--	--------	--	--------	----------

一部を助ける 職に就いてい る職員で構成 される組織

十三の二 復興庁

組 織	復興庁設置法 (平成二十三 年法律第二百 十五号)第十 二条第一項に 規定する職又 は当該職のつ	官 職	審議官 参事官 企画官(人 事院の定 めるもの に限る。)	区 分	一種 二種
--------	--	--------	--	--------	----------

4
(略)

とする。

復興局			かさどる職務 の全部若しく は一部を助け る職に就いて いる職員で構 成される組織
参事官	次長	局長	
四種	二種	一種	

4
(略)

とする。

復興局			かさどる職務 の全部若しく は一部を助け る職に就いて いる職員で構 成される組織
参事官	次長	局長	
四種	二種	一種	